

大分県報

平成三十年
第二九六三号
三月六日

(火曜日)

目次

告示

- 一 青少年に有害な興行の指定.....
- 一 大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出.....
- 二 家畜検査の実施.....
- 三 土地改良区の解散認可.....
- 三 森林病虫害等防除法第三条第一項第四号の規定による地上散布を行う区域及び期間.....
- 三 森林病虫害等防除法第三条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項.....
- 四 森林病虫害等防除法第五条第二項の命令の内容となる事項.....
- 四 道路区域の変更(三件).....
- 六 道路の供用開始.....
- 六 都市計画事業の事業計画の変更認可.....
- 六 選挙管理委員会告示
- 六 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数).....
- 七 清算人の就任.....
- 七 落札者等の公示(二件).....

告示

大分県告示第百六十九号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例(昭和四十一年大分県条例第四十号)第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。
平成三十年三月六日

大分県知事 広瀬 貞

| 指定年月日 | 種類 | 題名 | 制作社名 又は配給社名 | 指定理由 |
|----------|----|--------------------|----------------|------------------------------------|
| 平三〇・二・二二 | 映画 | 色慾怪談 ヌルつと入ります | オーピー映画 | 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。 |
| " | " | 聖なるポイン もみもみ懺悔室 | オーピー映画 | |
| " | " | 巨乳水着未亡人 悩殺熟女の秘密の痴態 | オーピー映画 | |
| " | " | 神代弓子 ザ・本番ベッティング | 新東宝映画 | |

大分県告示第百七十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。
平成三十年三月六日

大分県知事 広瀬 貞

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール三光
中津市三光佐知千三十二 外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所
イオンモール株式会社
代表取締役 吉田 昭夫

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の位置及び収容台数

変更前 駐車場No.一 九百三十六台

駐車場No.二 三百七十五台

駐車場No.三 三百七十二台

合計 千六百八十三台

変更後 駐車場No.一 七百七十六台

駐車場No.二 三百九十三台

駐車場No.三 二百二十五台

合計 千三百九十四台

4 変更する年月日

平成三十年十月十七日

二 届出年月日

平成三十年二月十六日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成三十年三月六日から同年七月六日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年七月六日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県北部振興局に提出しなければならない。なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第七十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり家畜の検査を実施する。

平成三十年三月六日

| 検査の別 | 実施する区域 | 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 | 実施の期日 | 検査の方法 |
|--|-------------|--|---|--|
| 一 実施の目的 家畜の伝染性疾病のうち、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、牛海綿状脳症、高病原性鳥インフルエンザ及び家きんサルモネラ感染症の発生予防のため 二 検査の別、実施する区域、実施の対象となる家畜の種類及び範囲、実施の期日並びに検査方法 | 大分県知事 広 瀬 貞 | ブルセラ病検査 県下全域 家畜保健衛生所長が必要と認めたる牛 | 平三〇・四 一から平 三一・三 三二までの 間において 家畜保健衛 生所長が指 定する日 | 家畜伝染病予 防法施行規則 （昭和二十六年 農林省令第三十 五号）第九条の 規定による方法 |
| 結核病検査 | " | 家畜保健衛生所長が必要と認めたる牛 搾乳の用に供し、又は供する 目的で飼育している雌牛及びそ のために県外から導入する雌牛 並びに家畜保健衛生所長が必要 と認めたる牛 | " | " |
| ヨーネ病検査 | " | 実施区域内で飼育されてお り、月齢又は推定月齢が満四十 八日以上で死亡した牛の死体 （地理的条件等により当該検査 を行うことが困難である場合と して農林水産省令で定める場合 を除く。） | 平三〇・四 一から平 三一・三 三二まで | " |
| 牛海綿状脳症検査 | " | 一〇〇羽以上飼養する農場の 家きん及び家畜保健衛生所長が 必要と認めたる鳥 | " | 血清抗体検査 （寒天ゲル内沈 降反応） その他必要な 検査 |
| 高病原性鳥イン フルエンザ検査 | " | " | " | " |

家さんサルモネラ感染症検査（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）

〃

実施区域内で飼育されている種鶏、種鶏の候補鶏及び種鶏と同群の鶏

〃

臨床検査、細菌学的検査及び血清学的検査

大分県告示第七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

平成三十年三月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名

所在地

認可年月日

熊本土地改良区

国東市

平三〇・二・二〇

大分県告示第七十三号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第四号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

なお、当該区域内において松林を所有する者で不服のあるものは、この告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

平成三十年三月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 区域及び期間

1 区域

佐伯市、杵築市及び国東市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森との共生推進室及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）。

2 期間

平成三十年四月一日から同年六月三十日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

一 一 区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、一 区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

- 一 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 二 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。
- 三 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一 二に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- 四 知事は、三の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合、その者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

大分県告示第七十四号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

なお、当該区域内において伐採木等を所有する者で不服のあるものは、この告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

平成三十年三月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 区域及び期間

1 区域

大分県全域

2 期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。)をいう。)は、松くい虫を駆除した後でなければ、当該伐採木等が所在する市町村の区域を越えて移動させてはならない。ただし、森林害虫防除員が当該伐採木等を、当該伐採木等が所在する市町村の区域を越えて移動して駆除することが適当であると認めた場合は除く。

四 命令をしようとする理由

一の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、一の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

大分県告示第七十五号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同法第五条第二項の規定による特別伐倒駆除命令の内容となる事項を次のように公表する。

なお、当該区域内において森林又は樹木等を所有し、又は管理する者で不服のあるものは、この告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

平成三十年三月六日

大分県知事 広瀬 勝 貞

一 区域及び期間

1 区域

杵築市及び国東市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森との共生推進室及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 期間

平成三十年四月一日から同年五月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び破砕又は当該樹木の伐倒及び焼却(炭化を含む。)を行うこと。

四 命令をしようとする理由

一の1に定める区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

1 三に掲げる措置について、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置について、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが六ミリメートル(木材チップパー)により破砕する場合にあっては、十五ミリメートル)以下になるように破砕を行うこと。

3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。

4 知事は、三に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、一の2に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

5 知事は、4の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合、その者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

大分県告示第七十六号

大分県告示第七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成三十年三月六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置い

中津市耶馬溪町大字金吉
字畑ケ田一八番七から
中津市耶馬溪町大字金吉
字前田八番六まで

B
一八・八
八・五

一一八・五

大分県告示第百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成三十年三月六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成三十年三月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

一般国道二二二号

日田市大字花月字西ノ平一九四八番二から
日田市大字花月字ツルノ前一八五一番三まで

県道南小国上津江線

日田市上津江町上野田字カタニタ七七三番二
四から
日田市上津江町上野田字カタニタ七七三番一
八まで

平三〇・三・六

県道平原耶馬溪線

中津市耶馬溪町大字金吉字岩ノ下七五九番二
から
中津市耶馬溪町大字金吉字小金吉六七五番三
まで

県道平原耶馬溪線

中津市耶馬溪町大字金吉字畑ケ田一八番七か
ら
中津市耶馬溪町大字金吉字前田八番六まで

平三〇・四・三〇

大分県告示第百八十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成三十年三月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施行者の名称

別府市

二 都市計画事業の種類及び名称

別府国際観光温泉文化都市建設計画道路事業

三・四・十五号 亀川駅西線

三 事業施行期間

変更前 平成二十五年三月二十九日から平成三十年三月三十一日まで

四 変更後 平成二十五年三月二十九日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

2 使用の部分

なし

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第 号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条の規定による平成三十年三月一日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者(以下「選挙権を有する者」という。)の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成三十年三月六日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一九、五九七人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

| | |
|---------|----------|
| 大分市 | 一三二、〇一一人 |
| 別府市 | 三三、八四四人 |
| 中津市 | 二三、一五七人 |
| 日田市 | 一八、七〇一人 |
| 佐伯市 | 二〇、九六九人 |
| 臼杵市 | 一一、二六八人 |
| 津久見市 | 五、三四五人 |
| 竹田市 | 六、五六四人 |
| 豊後高田市 | 六、四九八人 |
| 杵築市 | 八、五二七人 |
| 宇佐市 | 一六、〇四九人 |
| 豊後大野市 | 一〇、六七八人 |
| 由布市 | 九、七四三人 |
| 国東市・姫島村 | 九、〇二四人 |
| 日出町 | 七、九〇八人 |
| 九重町・玖珠町 | 七、三二六人 |

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、清算法人熊毛土地改良区（国東市）から、就任した清算人の氏名及び住所について次のとおり届出があつた。

平成三十年三月六日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

| 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------------|
| 花岡 勝也 | 国東市国見町向田五九〇番地 |
| 安部 秀壽 | 岐部一三六八番地 |
| 池田 一幸 | 向田一九三三番地四 |
| 花本 敬介 | 向田六四〇番地 |
| 重光 仙三 | 向田二三八番地一 |
| 土谷 和光 | 大熊毛二九三八番地三 |
| 元浦 貞雄 | 大熊毛二五七五番地 |
| 宮永 欣一 | 大熊毛三〇四番地 |
| 村上 洋一 | 小熊毛二六四七番地 |
| 栗山 正博 | 小熊毛二三三八番地 |
| 栗本 照利 | 小熊毛二二三一番地 |
| 岐部 佳久 | 岐部一八七七番地 |
| 前田 義隆 | 岐部二六四六番地 |

次のとおり落札者等について公示する。
平成三十年三月六日

- 一 落札に係る役務の名称
中部地区C清掃業務等
大分県知事 広 瀬 勝 貞
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県会計管理局用度管財課

大分市大手町三丁目一番一号
三 落札者を決定した日
平成二十九年九月十五日

四 落札者の氏名及び住所
株式会社千代田 代表取締役 河野 政治

大分市松原町三丁目一番十一号
五 落札金額

四千八十二万四千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

平成二十九年八月一日

次のとおり落札者等について公示する。

平成三十年三月六日

大分県知事 広瀬 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

ファイル無害化・転送システム 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県教育庁教育財務課

大分市府内町三丁目十番一号

三 落札者を決定した日

平成三十年一月十二日

四 落札者の氏名及び住所

富士通リース株式会社九州支店 支店長 泉 田 嘉彦

福岡県福岡市博多区東比恵三丁目一番二号

五 落札金額

八十七万九千九百八十四円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

平成二十九年十二月一日